

2 毒物劇物取扱責任者の設置届

(1) 必要な書類等

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式) (p 10)
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類 (p 9参照)
- ③ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類【様式例1】(p 33)
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は不要です。
その際は届出書の備考欄にその旨、当該店舗における勤務時間、休日及び
毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載してください。
- ④ 毒物劇物取扱責任者が法第8条第2項第2号及び第3号に該当しないこと
を証する医師の診断書：**発行後3か月以内のもの**【様式例2】(p 34)

これらの書類の一部については、省略できる場合があります。

(p 25～p 26参照)

(2) 記載上の留意点

- ① 業務の種別
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。
- ② 登録番号及び登録年月日
登録申請と同時に提出する場合には記載しないでください。
- ③ 毒物劇物取扱責任者の資格欄上段
法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載してください。
法第8条第1項第1号・・・・・・薬剤師
法第8条第1項第2号・・・・・・応用化学に関する学課を修了した者
法第8条第1項第3号・・・・・・知事の行う試験の合格者
なお、同項第3号に該当する場合には、()内記載の一般毒物劇物
取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者
試験のいずれに合格した者であるかを○で囲んでください。
- ④ 毒物劇物取扱責任者の資格欄中段
毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載してください。
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者の資格欄下段
毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するもの
を○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
- ⑥ 備考
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、その旨、
当該店舗における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する
旨を記載してください。また、雇用契約書の写しを添付する等添付書類中
に毒物劇物取扱責任者が当該店舗に専任する旨の記載欄が無い場合も専
任する旨を記載してください。
- ⑦ 届出者の住所、氏名
 - ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は
主たる事務所の所在地を記載してください。
 - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載
してください。

(3) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

① 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し **(原本も持参のこと)**

② 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次のア～オの区分のとおりです。

ア 大学で次の応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し **(原本も持参のこと)** 又は卒業証明書

応用化学に関する学課

- a 薬学部
- b 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等
- c 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- d 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

イ 上記ア以外で授業科目の必須科目のうち次の化学に関する授業科目（当該分野に関する講義、実験及び演習）が単位数において50%を超えるか、又は28単位以上ある学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し **(原本も持参のこと)** 又は卒業証明書、及び単位修得証明書

化学に関する授業科目

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医学化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）等

ウ 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し **(原本も持参のこと)** 又は卒業証明書

エ 高等学校において、化学に関する科目（イを準用）を30単位以上修得し、応用化学に関する学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し **(原本も持参のこと)** 又は卒業証明書、及び単位修得証明書

オ 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目（イを準用）を30単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し **(原本も持参のこと)** 又は卒業証明書、及び単位修得証明書

③ 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証の写し **(原本も持参のこと)**